

「東浦町暮らしの便利帳」を 発行します！



役場での各種手続きや地域情報を掲載する「東浦町暮らしの便利帳」を官民協働事業として発行します。令和4年9月頃に全戸配布を予定しています。

なお、「東浦町暮らしの便利帳」の印刷や全戸配布に係る経費は、掲載する広告収入で賄います。

●企業広告を募集

掲載する企業広告を募集するため、4月以降に(株)サイネックスの担当者が町内

各事業所を訪問します。各事業所のPRとして利用してください。

※営業担当者が訪問する際は、町との協働関係を示す証明書を携帯していただきます。

詳しくは営業担当の(株)サイネックスへお問い合わせください。

☎株式会社サイネックス

059(361)1144

☎住民自治課

内線288

人権擁護委員委嘱

●人権擁護委員の再委嘱

小林久枝さん、小杉啓子さんが4月1日付で法務大臣から再委嘱されました。任期は令和4年4月1日から3年間です。

●人権擁護委員

小林 久枝(藤江)
杉浦 義治(生路)
中村建志郎(緒川新田)
菅野 純子(石浜)
小杉 啓子(森岡)
鈴木 了三(緒川)

●心配ごと相談

(毎月第3火曜日)

人権擁護委員は、人権侵害に対して救済に向けた措置をとるとともに、人権を侵害されることがないように地域を見守ることを任務としています。その一環として「心配ごと相談」も行っています。

☎住民課 内線157



小杉 啓子さん



小林 久枝さん

「東浦町ボランティア活動 支援交付金」申請受付中!



●東浦町ボランティア活動 支援交付金とは?

ボランティア・NPO法人が町内で行う事業に対して、最大10万円を交付するものです。

●対象

総合ボランティアセン

ター(なないろ)に登録しているボランティア(個人・団体)、NPO法人

●対象になる活動

(1)地域の公共的な課題を解決するための事業
(2)地域の実施団体などにおける人材の発掘または

育成に関する事業

(3)地域情報の収集または発信に関する事業

(4)コミュニティ組織の強化または地域のネットワーク化に関する事業
など

●対象経費

講師などへの謝金・謝礼、消耗品、燃料費、印刷代、郵便料金、保険料、会場使用料、事務所の賃借料、備

品購入費 など

●受付期間

4月1日(金)～9月30日(金)

●申請方法

申請書と添付書類(事業計画書、収支予算書、規約など団体の概要がわかる資料)を問い合わせ先へ
※申請書は住民自治課、総合ボランティアセンター(なないろ)で配布または町ホームページからダウンロード

●審査方法

提出された申請書および添付書類を審査し、交付・不交付を決定します。

☎住民自治課 内線295

令和3年度分の固定資産税に係る 価格に関する審査申出の特例



新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、価格が上昇した土地であっても税額を据え置く特別な措置が令和3年度に講じられました。それに伴い、当該特別な措置の適用対象となった土地に係る令和3年度の価格について、令和4年4月1日から令和3年度の納税通知書の交付を受けた日後15か月を経過する日までの間に

においても審査申出をすることができません。

通常は、納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日までの間となっています。

●審査申出の詳細
納税通知書裏面に記載されています。

●税務課 内線117

緑の募金へのご協力をお願いします

町内の緑化と緑化意識の向上のため、令和4年度も緑の募金運動を実施します。ご協力をお願いします。

●募金期間

4月1日(金)～5月31日(火)

●募金箱設置場所

公園緑地課、このはな館(於大公園内)、行政サービスコーナー(イオンモール東浦2階)、町内各コミュニティセンター など
●公園緑地課 内線261



成年後見制度巡回相談を担当する センターの名称が変更になります

●名称変更

・変更前：NPO法人知多地域成年後見センター
・変更後：NPO法人知多地域権利擁護支援センター

●名称変更で変わる点

従来の成年後見制度に関する相談や後見人などの受任に加え、幅広く権利擁護(※)に関する支援や普及啓発を行います。

※権利擁護とは：知的障がい、精神障がい、認知機能の低下のために自分で判断する能力が不十分だったり、意思や権利を

主張したりすることが困難な方のために、権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護する活動のこと

●権利擁護支援センターでは：

成年後見制度の利用促進に加え、虐待や差別などの権利侵害について相談・支援を行うほか、各種研修やフォーラムを通じて人材の育成や普及啓発を行います。

相談申込みは問い合わせ先へ
●知多地域権利擁護支援センター
☎(39)3770

ご寄付をいただき ありがとうございました(敬称略)

■昭和56年・57年

藤江西成会

●藤江保育園へ

- ・デジタル身長体重計 1台
- ・デジタルカメラ 1台

・CDラジオ 1台

(計10万円相当)

令和5年東浦町 二十歳のつどい (仮称)を開催します

成人式から名称が変わります

民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられますが、町ではこれまでどおり20歳を迎える方を対象に式典を開催します。

●とき

令和5年1月8日(日)

開式 午前10時

●ところ

あいち健康プラザ
プラザホール

●対象

平成14年4月2日～平成15年4月1日に生まれた方

●案内

対象の方への案内は、12月上旬発送予定です。

●その他

中止や内容を変更する場合があります。

●文化センター

☎(83)9567

